

1 対象者

市内の自ら所有し居住する住宅の屋根等に「太陽光発電設備」を設置する者

■補助の条件

- ・固定価格買取制度による売電をする方（FIT等の認定を受ける方）は対象となりません。
- ・自己託送をする方は対象となりません。
【例】発電した電力を、電力会社の送電網を使って別荘へ送って使う。
- ・国や県から他の補助金等を受けて設備を設置する方は対象となりません。
- ・発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります。
- ・法令やガイドライン等を遵守する必要があります。
- ・市税等の滞納がある方は対象となりません。
- ・設備設置によって得られる環境価値（温室効果ガス削減により生まれる価値）は、自ら消費する分のみが設置者のものとなります（売電した分の価値は設置者のものとできません）。
- ・設備の法定耐用年数が経過するまでの間、J-クレジット制度への参加はできません。

2 対象となる設備

(1) 太陽光発電設備

(2) 蓄電池（(1) 太陽光発電設備と併せて設置する場合に限りです）

■主な条件

- ・市の交付決定後に、事業に着手したものが対象になります。
※一般的には契約日が事業着手日となります。
- ・令和8年1月15日（木）までに事業を完了し、実績報告書を提出してください。
※設置工事完了後、工事代の支払いを完了し、実績報告書を提出する必要があります。
- ・中古品、リース品は対象となりません。
- ・蓄電池は20kWh未満のものに限りです。

3 補助金の額

(1) 太陽光発電設備（補助の対象は10kWまで）

○7万円/kW（千円未満切り捨て）

※10kW未満で端数のあるものは、小数点以下を切り捨てます。

(2) 蓄電池（補助の対象は10kWhまで）

○蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）の3分の1の額（千円未満切り捨て）。

※15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）の3分の1の額を上限とします。

※蓄電池の価格は12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下となるよう努めてください。

※10kWh未満で端数のあるものは、小数点第2位以下を切り捨てます。

※10kWh以上の設備を設置した場合の補助金は10kWhに相当する額までが対象です。

4 申請について

「鈴鹿市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書(様式第1号)」と添付書類を提出してください。

■ 申込期間

○令和7年6月9日(月)～27日(金)

※予算が余った場合は、再度募集します。

※申込期間中に、総申請額が予算額(823万1,000円)を超えた場合は、「抽選」を行います。

- ・抽選実施の有無については市ウェブサイトで公表します。
- ・抽選を実施する場合、7月11日(金)に実施する予定です。
- ・抽選を実施することになった場合、提出された申請書などの不備の補正は令和7年7月4日(金)を期限とします。それまでに不備が解消されない場合は、補助金交付要綱第7条第2項に基づき通知します。
- ・抽選の結果は、郵送などにより通知します。

■ 申請書配布場所

- ・市役所本館 4階 環境政策課
- ・各地区市民センター窓口
- ・市ウェブサイト(<https://www.city.suzuka.lg.jp/life/benri/81001.html>)

■ 提出先

市役所本館 4階 環境政策課

- ※申込期間内に、直接または郵送(必着)で土・日曜日を除く8時30分から17時15分まで。
- ※郵送の場合、簡易書留などの追跡が可能な方法での提出をお願いします。

■ 添付資料について

○ 工事見積書

- ※工事見積書については、複数者から取得し、より安価な施工業者を選定してください。
- ※蓄電池の価格は12.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下となるように努めてください。
- ※工事見積書について、導入する設備の具体的な型式等を明記し、また、工事費用は「別添 太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に作成し、費目ごとに内訳を記載してください。
- ※20kwh以上の蓄電池は、補助の対象外となります。

○ 補助対象設備の設置場所及び付近の見取り図

- ※敷地の図面(1/100程度)に補助対象設備を設置する場所を明示してください。
- ※住宅地図等(1/1500程度)に住宅の位置を示してください。

○ 補助対象設備の仕様書

- ※製品カタログ(コピー可)等、補助対象設備の仕様分かる資料を提出してください。

○ 蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト

- ※それぞれのチェックボックスにチェックの上、各項目の『⇒の右』に、カタログ等の記載がある資料を明記し、具体的な箇所を色塗り等で判別しやすい形で明示してください。

例) ア蓄電池部・・・⇒ 「カタログ P● 黄色マーカー箇所」等

※令和4～6年度戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の補助対象として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録された蓄電システムを設置する場合、同法人が公表する蓄電システム登録済製品一覧のパッケージ型番と設置する蓄電システムの型番が一致していることを示す資料を提出することで、チェックリストの提出を省略することができます。

・蓄電システム登録済製品一覧 <https://zehweb.jp/registration/battery/>

○誓約書

※別添の様式で作成してください。

※誓約書（施工業者用）については契約後速やかに提出してください

（再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」を遵守し、設置された設備であることを補助の条件としています。）

○電力消費量計画書

※別添の様式で作成してください。

○委任状

※別添の様式で作成してください。

5 実績報告について

鈴鹿市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第6号）を提出してください。

■提出先

市役所本館 4階 環境政策課

※提出方法は直接又は郵送とします。

※環境政策課窓口での受付は、土・日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとします。

※郵送の場合、簡易書留などの追跡が可能な方法での提出をお願いします。

■提出期限

事業完了から30日以内又は令和8年1月15日（木）のいずれか早い方の日

※設備の引き渡しを受け、施工業者への支払いが完了した日が事業完了日となります。

■添付資料について

○契約書の写し

※契約金額が工事見積書と異なる場合は、別添の「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考にして契約金額の内訳書を提出してください。

○領収書の写し

※補助対象設備以外の代金と同時に支払う場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください。

※施工代金の全額を、施工業者へ支払うことが事業完了の条件です。

○補助対象設備の保証書の写し

※申請時に提出した「カタログ」と実績報告時に提出する「保証書（メーカー保証）」「取扱い説明書」により、「カタログ」に示された型番の機器が納品されていること、中古設備でないことを

確認します

※保証書の写しの提出が間に合わない場合、「出荷証明書」を一旦提出し、後日、保証書も提出してください。

※別添「蓄電地の仕様を確認するための書類のチェックリスト」も活用してください。

○発電設備の連系に関するお知らせ、売（買）電契約書（特定契約書）等の写し

※以下の書類を提出してください。

①発電設備の連系に関するお知らせ：一般送配電事業者（中部電力パワーグリッド(株)など）と発電設備が系統連系したことがわかる（系統連系受給開始日が記載されている）書類

（注）接続検討結果書ではありません。例：「連携契約のご案内」

②売（買）電契約書（特定契約書）：小売電気事業者（中部電力ミライズ(株)など）と売電契約したことがわかる書類（売電しない方は不要）例：「発電設備の連携に関するお知らせ」

○設備を設置したことが分かる写真（施工前、施工後）

※各設備については、申請時の内容と一致していること（型式等）がわかる写真を提出してください。

※通信ケーブル等の設備を導入する場合、その写真も提出をお願いします。

○申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類

※電力消費量計画が変更となった場合、変更後の電力消費計画を提出してください。

6 補助金の支払いについて

事業完了後の精算払いとします。

※提出いただいた実績報告書及び添付資料等で、市が審査を行った後、補助金の確定額を通知します。確定額の通知があり次第、速やかに鈴鹿市太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書（様式第8号）を市に提出してください。

■提出先

市役所本館 4階 環境政策課

※提出方法は直接、郵送又はメールとします。

※環境政策課窓口での受付は、土・日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとします。

※郵送の場合、簡易書留などの追跡が可能な方法での提出をお願いします。

7 自家消費割合の報告について

鈴鹿市太陽光発電設備等設置費補助金自家消費割合報告書（様式第 11 号）を提出してください。

※報告の対象期間は、事業の完了の日の属する年度の翌年度から 3 年間とします

※提出期限は、報告対象年度の翌年度の 7 月 31 日とし、3 年間毎年報告してください。

（例：令和 7 年度中に事業が完了した場合、下表のとおり計 3 回の報告を行うこと）

報告対象期間	報告期限
令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日	令和 9 年 7 月 31 日
令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日	令和 10 年 7 月 31 日
令和 10 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日	令和 11 年 7 月 31 日

■提出先

市役所本館 4 階 環境政策課

※提出方法は直接、郵送又はメール等とします。

※環境政策課窓口での受付は、土・日曜日、祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとします。

※郵送の場合、簡易書留などの追跡が可能な方法での提出をお願いします。

■添付資料について

発電量及び自家消費量の対象期間の 1 年間分の実績が分かる書類

※モニターから出力したデータ等を取りまとめて報告してください

8 財産処分について

法定耐用年数が経過するまでの間は、補助の目的に沿って補助対象設備を使用できるように管理してください。法定耐用年数経過前にやむを得ず補助対象設備の処分等を行う場合は、必ず、事前に市へ相談してください（一般的な太陽光発電設備の耐用年数は 17 年、蓄電池は 6 年です）

※設備の内、太陽光発電設備等の機械等で取得単価が 50 万円以上の物、また、蓄電池等の不動産の付属物は、国・県の財産処分の制限の対象となりますので、ご注意ください。

9 その他

・当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿、発電した電力の自家消費割合が分かる書類（発電量、自家消費量が分かる資料）等は補助対象年度の属する翌年度から 5 年間保存してください。ただし、法定耐用年数が 5 年を超える設備に関する書類は法定耐用年数が経過するまで保管してください。

・提出された書類は返還しません。

・提出された交付申請書等は、鈴鹿市情報公開条例（平成 13 年 12 月 26 日条例第 29 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

・国及び県の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。

■問い合わせ先

市役所本館 4階 環境政策課

〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

TEL : 059-382-7954 FAX : 059-382-2214

E-mail : kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

太陽光発電設備等の設置費用の内訳について

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。 ※必要最小限度の範囲とすること。
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。	
測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。	
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

※太陽光発電設備、蓄電池それぞれの「工事費」「設備費」を記載してください。「間接工事費」などの共通費については、任意の合理的な方法でそれぞれの内訳に配分してください。

※本表の「細分」項目ごとに額が記載されていることが望ましいですが、困難な場合は複数の「細分」項目を合算しても構いません（ただし、内訳について別途聞き取り調査等を行うことがあります）

蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト

- ・以下の内容が記載されている取扱い説明書等の該当ページのコピーを提出してください。
- ・冊子の場合は該当ページ以外に、表紙や裏表紙のコピーも提出してください。

1 蓄電池パッケージ

システム全体を統合して管理するための番号 ⇒「添付書類： 、ページ番号 」

2 性能表示基準

初期実効容量 ⇒ 「添付書類： 、ページ番号 」

定格出力 ⇒ 「添付書類： 、ページ番号 」

出力可能時間の例示 ⇒ 「添付書類： 、ページ番号 」

保有期間 ⇒ 「添付書類： 、ページ番号 」

※補助金の申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類

廃棄方法⇒「添付書類： 、ページ番号 」

※使用済み蓄電池の廃棄、回収方法が記載された書類

アフターサービス ⇒ 「添付書類： 、ページ番号 」

※国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類

3 蓄電池部安全基準

「JIS C 8715-2」又は「IEC 62619」に準拠したものであることが分かる書類 ⇒ 「添付書類： 、ページ番号 」

4 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

「JIS C 4412」に準拠したものであることが分かる書類 ⇒ 「添付書類： 、ページ番号 」

ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C 4412」適用の猶予期間中は、「JIS C 4412-1」若しくは「JIS C 4412-2」の規格も可とする。

（注）「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

5 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類（蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池のみ） ⇒ 「添付書類： 、ページ番号 」

6 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであることが分かる書類 ⇒ 「添付書類： 、ページ番号 」

※必要に応じて、別途資料の提出をお願いすることがあります

※それぞれのチェックボックスにチェックの上、各項目の『⇒の右』に、カタログ等の記載があ

る資料名称などを明記してください。資料については記載のある箇所を色塗り等で明示してください。

例) システム全体を統合して管理するための番号 ⇒ カタログ P●

※令和4～6年度戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の補助対象として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録された蓄電システムを設置する場合、同法人が公表する蓄電システム登録済製品一覧のパッケージ型番と設置する蓄電システムの型番が一致していることを示す資料を提出することで、チェックリストの提出を省略することができます。

- ・蓄電システム登録済製品一覧 <https://zehweb.jp/registration/battery/>